

平成22年度  
第1回 知立市都市計画審議会

議 事 録

(1) 会議の日時及び場所

開催日時 平成22年 7月 14日(水)  
午前10時00分 ~ 午後12時30分  
開催場所 中央公民館 2階 中会議室

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名(出席表)

委員数 13名  
出席者 13名  
欠席者 0名

	氏名	出席	欠席
会長	藤澤貞夫	○	
委員	石川信生	○	
委員	水野 浩	○	
委員	永井真人	○	
委員	杉原透恭	○	
委員	高橋憲二	○	
委員	柴田高伸	○	
委員	林 秋雄	○	
委員	兼子弘高	○	
委員	隅田 薫	○	
委員	古田規雄	○	
委員	永田直樹	○	
委員	南 祝夫	○	

(3) 審議事項

- 議案第 1号 会長選任について
- 議案第 2号 西三河都市計画 区域の整備、開発及び保全の方針の変更について(愛知県決定)
- 議案第 3号 西三河都市計画 区域区分の変更について(愛知県決定)
- 議案第 4号 西三河都市計画 用途地域の変更について(愛知県決定)
- 議案第 5号 西三河都市計画 道路の変更について(愛知県決定)
- 議案第 6号 西三河都市計画 道路の変更について(知立市決定)
- 議案第 7号 西三河都市計画 都市高速鉄道の変更について(愛知県決定)
- 議案第 8号 西三河都市計画 境川流域下水道の変更について(愛知県決定)
- 議案第 9号 西三河都市計画 下水道の変更について(知立市決定)
- 議案第 10号 西三河都市計画 高度利用地区の変更について(知立市決定)
- 議案第 11号 西三河都市計画 防火地域及び準防火地域の変更について(知立市決定)
- 議案第 12号 西三河都市計画 八橋地区計画の変更について(知立市決定)
- 議案第 13号 西三河都市計画 上重原地区計画の変更について(知立市決定)
- 議案第 14号 西三河都市計画 知立駅周辺地区計画の変更について(知立市決定)
- 議案第 15号 西三河都市計画 公園の変更について(知立市決定)
- 議案第 16号 西三河都市計画 ごみ焼却場の変更について(知立市決定)
- 議案第 17号 西三河都市計画 知立駅周辺土地区画整理事業の変更について(知立市決定)

議案第 18 号 西三河都市計画 知立駅南土地区画整理事業の変更について（知立市決定）

議案第 19 号 西三河都市計画 豊田花園土地区画整理事業の変更について（知立市決定）

議案第 20 号 西三河都市計画 生産緑地地区の変更について（知立市決定）

その他 ・（仮称）八橋的場地区計画について

（報告事項） ・緑の基本計画について

・今後の知立市都市計画審議会の開催予定について

## 「議事の概要及び経過」

<p>事務局 (鈴木課長)</p>	<p>みなさん、おはようございます。</p> <p>本日は、お忙しい中、また暑い中ご出席いただきまして、ありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます、都市計画課長の鈴木と申します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>まず配布資料の説明を確認させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">〔配布資料の確認〕</p> <p>本日の出席委員は13名でございます。知立市都市計画審議会設置条例第7条第3項の規定による定数に達していますのでただ今より知立市都市計画審議会を開催します。</p> <p>はじめに市長より挨拶をのべさせていただきます。</p>
<p>市長</p>	<p style="text-align: center;">〔挨拶〕</p>
<p>事務局 (鈴木課長)</p>	<p>本日の審議会は任期満了による委員改選後初めての開催でございます。委員の皆様の中には初顔合わせという方もみえると思いますので、事務局の方からご紹介させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">〔委員紹介〕</p> <p>それでは議事に移ります。知立市都市計画審議会設置条例第7条第2号の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますが、委員改選後であり会長が決まっておりませんので仮議長の選出が必要です。差し支えなければ事務局から指名させていただきます。よろしいでしょうか。</p>
<p>各委員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>事務局 (鈴木課長)</p>	<p>異議なしということですので、石川委員に仮議長をお願いいたします。石川委員、仮議長席へお願いいたします。</p>
<p>仮議長 (石川委員)</p>	<p>それでは会長が決まりますまで、私が仮議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。</p> <p>第1号議案「知立市都市計画審議会会長の選任について」、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (鈴木課長)</p>	<p>知立市都市計画審議会設置条例第4条第1項に、「会長は学識経験を有する者につき任命された委員のうちから委員の互選により定める」と規定されています。会長の選任は選挙で行うのが原則ですが、知立市都市計画審議会運営要綱第2条第</p>

	<p>4項の規定で「委員の中に異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができる」とあります。なお従来においては学識経験者の中から推薦で選出していたところでは。</p>
<p>仮 議 長 (石川委員)</p>	<p>事務局の説明が終わりました。 どのように選出したらいいでしょうか。どなたかご意見をお願いいたします。</p>
<p>兼 子 委 員</p>	<p>従来と同様に推薦で選出したらいいと思います。</p>
<p>仮 議 長 (石川委員)</p>	<p>「推薦で選出では」との意見が出ましたが、他にありませんか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>仮 議 長 (石川委員)</p>	<p>異議なしという意見がございました。それでは指名推薦で選出したいと思います。どなたか適任者を推薦していただきたいと思いますがいかがでしょうか。</p>
<p>兼 子 委 員</p>	<p>前会長の、藤澤委員が適任だと思います。</p>
<p>仮 議 長 (石川委員)</p>	<p>藤澤委員というご意見がございましたがいかがですか。 他に意見がないようであれば、藤澤委員に会長をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>異議なし。</p>
<p>仮 議 長 (石川委員)</p>	<p>それでは藤澤委員に会長をお願いしたいと思います。以降の審議につきましては、議長として藤澤会長をお願いいたします。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>事 務 局 (鈴木課長)</p>	<p>石川委員、ありがとうございました。 それでは藤澤会長、議長席へお願いいたします。</p>
<p>議 長 (藤澤会長)</p>	<p>みなさんこんにちは。会長に就任することになりました藤澤でございますが、皆さん方のご協力で審議会をスムーズに進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、知立市都市計画審議会設置条例第4条第3項に、「会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する」ことになっております。これにつきましては、隅田委員に職務代理者をお願いいたします。</p> <p>なお、知立市都市計画審議会設置条例第6条第1項の規定による議事録署名人には、杉原委員と林委員をお願いいたします。</p> <p>審議に移る前に、本日の議案数が大変多いということで、まず、議案の概要につ</p>

	<p>いて事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (鈴木課長)</p>	<p>本日委員の皆様にご審議いただく都市計画変更の案件は、お手元の議案書のとおり議案第2号から19号までの18案件でございます。そのうち、愛知県決定の案件は6件でございます。本審議会設置条例第2条の規定に基づき本審議会の意見を求める諮問案件でございます。</p> <p>その諮問案件は、議案第2号「西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、議案第3号「西三河都市計画区域区分の変更について」、議案第4号「西三河都市計画用途地域の変更について」、議案第5号「西三河都市計画道路の変更について」、議案第7号「西三河都市計画都市高速鉄道の変更について」及び議案第8号「西三河都市計画境川流域下水道の変更について」の6案件です。残りの12案件は知立市決定ということで、本審議会における議決案件となっております。</p> <p>本日の議案数が18案件と多くなっておりませんが、その理由は先にお渡ししてあります資料1のとおり、都市計画区域の再編に伴い知立市の都市計画区域が衣浦東部都市計画区域から西三河都市計画区域に変わるために愛知県が定める都市計画や知立市が定める都市計画に関するほとんど全ての変更の手続きが必要になるためでございます。</p> <p>今回の変更案件で具体的な都市計画の内容変更を伴う実質的な変更は、議案第2号から6号までの5案件でございます。</p> <p>その他の議案第7号から19号までの13案件は軽微な変更で法定図書である計画書中の記載事項の変更だけ行う形式的な変更です。</p> <p>形式的な変更案件につきましては、縦覧手続きや同意協議が省略できますが、都市計画審議会への付議等は必要となりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議長 (藤澤会長)</p>	<p>はい。それでは議案第2号「西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について事務局より議案説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (天野担当係長)</p>	<p>〔議案2号の資料に基づき説明〕</p>
<p>議長 (藤澤会長)</p>	<p>事務局の説明が終わりましたので、議案第2号についての質疑に入ります。何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
<p>永井委員</p>	<p>教えていただきたいのですが、議案2号の5ページの図に、西三河広域都市計画圏における目標年次平成32年の人口及び産業の数値が記載されていますが、知立市単体での数値は出ていますか。</p>
<p>事務局 (天野担当係長)</p>	<p>まず知立市の人口については、平成18年度末に知立市都市計画マスタープランを作成した時点で、平成33年に7万3千人という予測をしております。もう一方の</p>

	産業の数値、製造品出荷額については、平成 15 年で 1,176 億円、平成 33 年は 1,400 億円という数値を予測しております。
永井委員	もう 1 点だけお願いいたします。 今回の西三河都市計画区域になることによって、中心が岡崎の中心地になるということですが、私の感覚でいうと岡崎の中心地というのは駅周辺なのかそれとも康生近辺なのかわからないものですから、教えてください。
事務局 (天野担当係長)	はい。東岡崎駅を中心としております。知立市の場合は知立駅を中心とするような形となっております。
議長 (藤澤会長)	その他に何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。 格別ないようでございますので質疑を終了し、これより採決に入ります。 議案第 2 号「西三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
各委員	[挙手多数]
議長 (藤澤会長)	大多数の挙手でございますので、本議題は原案通り異議なしで答申をいたします。 ありがとうございました。 続きまして、議案第 3 号「西三河都市計画地区区域の変更」について、事務局より議案の説明をお願いします。
事務局 (天野担当係長)	[議案 3 号の資料に基づき説明]
議長 (藤澤会長)	事務局の説明が終わりましたので、議案第 3 号について質疑に入ります。何かご意見、ご質問等ありましたら挙手をお願いいたします。
杉原委員	今回、平成 22 年度で、愛知県全域が 10 年に 1 度の線引き総見直しをしているわけですが、今ここに描かれている上重原北部地区や、本田地区等々の産業立地が頓挫というか棚上げになっていて、今後こうした地区で市街化区域への編入をしたいということになった場合は随時変更していくことはできると聞いているのですが、その点に関して愛知県の今の考え方について、お聞きしたいと思います。
古田委員	各地区の市街化区域への編入につきましては、その地区において、基盤整備つまり区画整理なりが確実にできるという目途がたった時点で手続きに入るという形にしております。 端的に言いますと、区画整理の施行に対して、ほとんどの地権者の同意が得られた時点で、法手続きに入ることとなります。工業系で言いますと、今の市街化区域だけでは用地が足りないということは充分あるわけですので、地区整備の目処

	<p>ができた時点で変更するという方針にあるということでございます。</p>
杉原委員	<p>それは区画整理でやっていかないと、市街化編入できないということですか。</p>
古田委員	<p>一番分かりやすいのは区画整理ですので、例として、そういう風に申し上げましたが、それ以外の方法もあるかとは思いますが。ただし、市街化編入の根拠として、その地区にどれだけ重要度があるかを説明する必要がありますので、土地利用が野放しにならないことをはっきり証明できる地区である必要があるとお考えいただきたいと思っております。</p>
杉原委員	<p>ありがとうございました。</p>
議長 (藤澤会長)	<p>他にどなたかご質問がございましたら挙手をお願いいたします。 ないようであれば質疑を終了し、これより採決に入ります。 議案第3号「西三河都市計画区域区分の変更」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<p>[全員挙手]</p>
議長 (藤澤会長)	<p>全員挙手でございますので、本議案は原案通り異議なしで答申をいたします。 続きまして、議案第4号「西三河都市計画用途地域の変更」について、事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局 (天野担当係長)	<p>[議案第4号の資料に基づき説明]</p>
議長 (藤澤会長)	<p>事務局の説明が終わりましたので、議案第4号について質疑に入ります。何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。 ないようであれば質疑を終了し、これより採決に入ります。 議案第4号「西三河都市計画用途地域の変更」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	<p>[全員挙手]</p>
議長 (藤澤会長)	<p>全員挙手でございますので、本議案は原案通り異議なしで答申をいたします。 続きまして、議案第5号「西三河都市計画道路の変更(愛知県決定)」及び議案6号「西三河都市計画道路の変更(知立市決定)」については、関連案件でありますので一括説明をさせていただき、その後案件ごとに質疑、採決に入ります。 それでは、事務局より議案の説明をお願いします。</p>



事務局長 (天野担当係長)	[議案第5号及び第6号の資料に基づき説明]
議長 (藤澤会長)	事務局の説明が終わりました。 それでは案件ごとに質疑、採決に入ります。 まず、議案第5号の愛知県決定についての質疑に入ります。何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。 ないようであれば質疑を終了し、これより採決に入ります。 議案第5号「西三河都市計画道路の変更(愛知県決定)」について、賛成の方は挙手をお願いいたします。
各委員	[全員挙手]
議長 (藤澤会長)	全員挙手でございますので、本議案は原案通り異議なしで答申します。 続きまして、議案第6号の知立市の決定についての質疑に入ります。 何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。 ないようであれば質疑を終了し、これより採決に入ります。議案第6号「西三河都市計画道路の変更(知立市決定)」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
各委員	[全員挙手]
議長 (藤澤会長)	全員挙手でございますので、本議案は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第7号から第19号までの13案件は、先程事務局から説明がありましたとおり、軽易な変更で、法定図書である計画書中の記載事項の変更だけを行う形式的な変更の案件ですので、一括説明をさせていただき、その後、案件ごと質疑、採決に入ります。 それでは、事務局より議案第7号から19号までの一括説明をお願いいたします。
事務局長 (天野担当係長)	[議案第7号から第19号までの資料に基づき説明]
議長 (藤澤会長)	事務局の説明が終わりました。 それでは案件ごとに質疑、採決に入ります。 まず、議案第7号「西三河都市計画都市高速道路の変更」についての質疑に入ります。 何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。 ないようであれば質疑を終了し、これより採決に入ります。 議案第7号「西三河都市計画都市高速道路の変更」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。
各委員	[全員挙手]

<p>議 長 (藤澤会長)</p>	<p>全員の挙手でございますので、本議案は原案通り異議なしで答申いたします。        続きまして、議案第 8 号「西三河都市計画境川流域下水道の変更」についての質疑に入ります。        何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。        ないようであれば質疑を終了し、これより採決に入ります。        議案第 8 号「西三河都市計画境川流域下水道の変更」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>[全員挙手]</p>
<p>議 長 (藤澤会長)</p>	<p>全員の挙手でございますので、本議案は原案通り異議なしで答申いたします。        続きまして、議案第 9 号「西三河都市計画下水道の変更」についての質疑に入ります。        何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。        ないようでありますので質疑を終了しこれより採決に入ります。        議案第 9 号「西三河都市計画下水道の変更」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>[全員挙手]</p>
<p>議 長 (藤澤会長)</p>	<p>全員の挙手でございますので本議案は原案通り可決いたしました。        続きまして、議案第 10 号「西三河都市計画高度利用地区の変更」についての質疑に入ります。        何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。        ないようであれば質疑を終了し、これより採決に入ります。        議案第 10 号「西三河都市計画高度利用地区の変更」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>[全員挙手]</p>
<p>議 長 (藤澤会長)</p>	<p>全員の挙手でございますので、本議案は原案通り可決いたしました。ありがとうございました。        続きまして、議案第 11 号「西三河都市計画防火地域及び準防火地域の変更」についての質疑に入ります。        何かご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。        ないようであれば質疑を終了し、これより採決に入ります。        議案第 11 号「西三河都市計画防火地域及び準防火地域の変更」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>

各 委 員	[全員挙手]
議 長 (藤澤会長)	<p>全員の挙手でございますので本議案は原案通り可決いたしました。</p> <p>続きまして、議案第 12 号「西三河都市計画八橋地区計画の変更」についての質疑に入ります。</p> <p>何かご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>ないようであれば質疑を終了し、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 12 号「西三河都市計画八橋地区計画の変更」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	[全員挙手]
議 長 (藤澤会長)	<p>全員の挙手でございますので本議案は原案通り可決いたしました。</p> <p>続きまして、議案第 13 号「西三河都市計画上重原地区計画の変更」についての質疑に入ります。</p> <p>何かご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>ないようであれば質疑を終了し、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 13 号「西三河都市計画上重原地区計画の変更」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	[全員挙手]
議 長 (藤澤会長)	<p>全員の挙手でございますので本議案は原案通り可決いたしました。</p> <p>続きまして、議案第 14 号「西三河都市計画知立駅周辺地区計画の変更」についての質疑に入ります。</p> <p>何かご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>ないようであれば質疑を終了し、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 14 号「西三河都市計画知立駅周辺地区計画の変更」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	[全員挙手]
議 長 (藤澤会長)	<p>全員賛成でございますので本議案は原案通り可決いたしました。</p> <p>続きまして、議案第 15 号「西三河都市計画公園の変更」についての質疑に入ります。</p> <p>何かご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>ないようであれば質疑を終了し、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 15 号「西三河都市計画公園の変更」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>

各 委 員	[全員挙手]
議 長 (藤澤会長)	<p>全員の挙手でございますので本議案は原案通り可決をいたしました。</p> <p>続きまして、議案第 16 号「西三河都市計画ごみ焼却場の変更」についての質疑に入ります。</p> <p>何かご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>ないようであれば質疑を終了し、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 16 号「西三河都市計画ごみ焼却場の変更」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	[全員挙手]
議 長 (藤澤会長)	<p>全員の挙手でございますので本議案は原案通り可決いたしました。</p> <p>続きまして、議案第 17 号「西三河都市計画知立駅周辺土地区画整理事業の変更」についての質疑に入ります。</p> <p>何かご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>ないようであれば質疑を終了し、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 17 号「西三河都市計画知立駅周辺土地区画整理事業の変更」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	[全員挙手]
議 長 (藤澤会長)	<p>全員の賛成でございますので本議案は原案通り可決いたしました。</p> <p>続きまして、議案第 18 号「西三河都市計画知立駅南土地区画整理事業の変更」についての質疑に入ります。</p> <p>何かご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>ないようであれば質疑を終了し、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 18 号「西三河都市計画知立駅南土地区画整理事業の変更」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	[全員挙手]
議 長 (藤澤会長)	<p>全員の挙手でございますので本議案は原案通り可決いたしました。</p> <p>最後に、議案第 19 号「西三河都市計画豊田花園土地区画整理事業の変更」についての質疑に入ります。</p> <p>何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>ないようでありますので質疑を終了し、これより採決に入ります。</p> <p>議案第 19 号「西三河都市計画豊田花園土地区画整理事業の変更」について、賛成の方の挙手をお願いいたします。</p>

各 委 員	[全員挙手]
議 長 (藤澤会長)	<p>全員の挙手でございますので本議案は原案通り可決をいたしました。</p> <p>以上で本日の諮問、付議案件を終了いたします。</p> <p>続きまして、その他報告ということで、(仮称)八橋的場地区について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 (伊藤係長)	[その他(報告事項①)の資料に基づき説明]
議 長 (藤澤会長)	<p>事務局の説明が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>ないようであれば、続いて緑の基本計画について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 (岡田係長)	[その他(報告事項②)の資料に基づき説明]
議 長 (藤澤会長)	<p>事務局の説明が終わりました。この件につきまして何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>ないようであれば、最後に今後の都市計画審議会の開催等について、事務局より報告をお願いします。</p>
事 務 局 (寒河井主事補)	[今後の都市計画審議会の開催日程及び報酬の振込み予定日について報告]
議 長 (藤澤会長)	<p>事務局の説明、報告も全て終わりましたので、これもちまして、本日の知立都市計画審議会を終了いたします。</p> <p>長時間にわたりましてご協力いただき、誠にありがとうございました。</p>